法　律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第五項中「二万七千円」を「四万三千円」に改める。

別表第一のうち一　大使館の表中南米の項中「在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使館」を「在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使館」に、「セントクリストファー・ネーヴィス」を「セントクリストファー・ネービス」に、「バセテール」を「バセテール」に改め、同表アフリカの項中「在エジプト日本国大使館」を「在エジプト日本国大使館」に、「エジプト」を「エジプト」に、「カイロ」を「カイロ」に、「在エジプト日本国大使館」を「在エジプト日本国大使館」に、「エジプト」を「エジプト」に、「カイロ」を「カイロ」に、「在エスワティニ日本国大使館」を「在エスワティニ日本国大使館」に、「エスワティニ」を「エスワティニ」に、「ムババーネ」を「ムババーネ」に、「在カーボヴェルデ日本国大使館」を「在カーボベルデ日本国大使館」に、「カーボヴェルデ」を「カーボベルデ」に、「プライア」を「プライア」に改め、「在スワジランド日本国大使館」を「在スワジランド日本国大使館」に、「スワジランド」を「スワジランド」に、「ムババーネ」を「ムババーネ」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	740,000	670,000	637,400	616,300	584,600	531,900	479,200	426,400	384,200	363,100	342,000	321,000
	インドネシア	620,000	530,000	495,500	476,800	448,800	402,100	355,400	308,700	271,400	252,700	234,000	215,400
	カンボジア	640,000	610,000	577,800	556,600	525,000	472,200	419,400	366,700	324,400	303,300	282,200	261,100
	シンガポール	770,000	690,000	645,000	619,200	580,500	516,000	451,500	387,000	335,400	309,600	283,800	258,000
	スリランカ	580,000	560,000	525,300	506,600	478,700	432,200	385,700	339,200	301,900	283,300	264,700	246,100
	タイ	720,000	610,000	567,600	544,900	510,900	454,100	397,300	340,600	295,200	272,500	249,800	227,100
	大韓民国	810,000	690,000	639,600	614,000	575,700	511,700	447,700	383,800	332,600	307,000	281,400	255,900
	中華人民共和国	970,000	770,000	721,300	693,200	651,100	581,000	510,900	440,800	384,700	356,600	328,600	300,500
	ネパール	690,000	670,000	638,800	619,500	590,500	542,100	493,800	445,400	406,700	387,400	368,000	348,700
	パキスタン	750,000	700,000	664,500	646,100	618,400	572,400	526,400	480,300	443,500	425,100	406,700	388,300
	バングラデシュ	750,000	730,000	695,100	674,100	642,600	590,100	537,600	485,100	443,100	422,100	401,100	380,100
	東ティモール	750,000	730,000	691,000	669,400	636,900	582,800	528,700	474,600	431,300	409,700	388,000	366,400
	フィリピン	650,000	550,000	513,000	493,400	463,900	414,800	365,700	316,600	277,300	257,700	238,000	218,400